

平成31年(ホ)第1162号 国家賠償請求控訴事件

控訴人(一審原告) X

被控訴人(一審被告) 国

控訴理由の要点

(控訴理由書(平成31年4月18日付け)冒頭部抜粋)

第1 序言 — 原審・原判決の概要と本件控訴の最重要ポイント3点

1 前訴4件の裁判

本件国家賠償請求事件において請求原因として問題となっているのは、下記の4件の裁判である(これら4件の裁判をまとめて、以下「前訴4件の裁判」、「前訴各裁判」、「前訴」などという。)

記

- (1) 福岡地方裁判所久留米支部平成25年(ワ)第236号事件判決(以下「本件前訴第一審判決」という。)
- (2) 福岡高等裁判所平成27年(ホ)第434号事件判決(以下「本件前訴控訴審判決」という。)、
- (3) 福岡高等裁判所平成28年(ム)第32号事件決定(以下「本件前訴再審棄却決定」という。)
- (4) 福岡高等裁判所平成29年(ラ許)第11号事件決定(以下「本件前訴抗告不許可決定」という。)

2 原判決

- (1) 原審において、控訴人(一審原告)は、原審裁判長からの「違法性の判断枠組み」について主張を補充せよとの訴訟指揮(原審第2回口頭弁論調書)に応じ、裁判官の行う司法作用に係る国賠法上の違法性の要件(同法1条1項)に係る最判昭和57年3月12日(以下「昭和57年最判」という。)の示す「当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官

がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とする」との基準（違法限定説）につき、その根拠に遡った検討を行い、結論として、前訴4件の裁判については、一般的な国賠法の違法性要件の解釈である職務行為基準説（最判平成5年3月11日（以下「平成5年最判」という。）等参照）に拠ることが妥当であり、同説の下で違法性が認められることを主張した（原審の原告準備書面3（平成30年11月5日付け）の第1の1項（1～4頁））（さらに、仮に違法限定説に拠るとしても、いずれにせよ前訴各裁判の違法性は認められることも主張している（同原告準備書面の第1の2・3項（5～9頁）。））。

(2) ところが、原判決は、この問題を争点として摘示した（原判決10～11頁）にもかかわらず、違法限定説の根拠に触れることもせず、何故職務行為基準説でなく違法限定説に拠るのかを説明することもなく、何らの説明なしに昭和57年最判の判示（違法限定説）を持ち出して（原判決18頁2～7行目）、これを前提として、「前訴担当裁判官が、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があるとは認めるに足りない」と判示した（原判決18頁18～20行目）。

(3) さらに、その判示の直後に、原判決は、括弧で囲んだなお書きで、本件前訴第一審判決は「前訴被告が武富士に対し平成21年6月5日付けで242万7705円の過払金の返還請求をした旨を認定し」た、と補足説明的に判示した（原判決18頁22～24行目）。

3 本件控訴においてまず審理すべき最重要のポイントは、次の(1)から(3)の3点である。

(1) 自白の成立

違法限定説に拠るにせよ、職務行為基準説に拠るにせよ、いずれにせよ、故意による行為であれば、当然明白に国賠法上の違法性は認められるはずであるところ、原審において、控訴人（一審原告）は、前訴4件の裁判それぞれ

れにつき、故意の事実（「強引に原告（前訴一審原告）を敗訴させようとの違法ないし不当な意図をもって、殊更な歪曲が敢行された」）を明確に主張し（訴状）、これに対し、被控訴人（一審被告国）は、事実は争わないと明言した（原審第1回口頭弁論調書）ので、同故意の事実につき裁判上の自白が成立している。従って、前訴4件の裁判それぞれにつき、国賠法上の違法性は、明白に認められる。

- (2) 違法限定説の根拠に遡った検討をすれば、前訴の違法性の判断枠組みとしては職務行為基準説が妥当であること

昭和57年最判や類似の国賠判例に係る最高裁判所判例解説、その他学説等を見ても、また憲法17条が国民の国家賠償請求権を基本的人権として明定していることに鑑みても、裁判官の司法作用に限って国賠法上の違法性を非常に限定して解釈すること（違法限定説）の正当化根拠は、裁判の違法は上訴、再審等の制度を利用して当該訴訟手続内で解決することが原則として予定されている所にこそあると理解するほかない。このように、違法限定説の根拠に遡った検討を行えば、上訴・再審制度が正常に機能していなかった前訴に対して違法限定説を適用する理由は無いのであり、そこで職務行為基準説を適用すれば、前訴各裁判の違法性は、違法限定説の場合よりも更に確実に認められる。

- (3) 本件前訴第一審判決は、結局、「前訴被告が武富士に対し平成21年6月5日付けで242万7705円の過払金の返還請求をした旨」とは相反する内容の事実認定をしていること

本件前訴第一審判決は、確かに、その判決中「当裁判所の判断」の最初の部分の「判断の基礎となる事実」の項では、前記2(3)のような判示をしている（甲1の33丁（同判決15頁）の9～10行目）。ところが、同判決は、その後の、判決の結論に結びつく肝心の争点についての判断の箇所では、「そうすると、同年6月5日時点においては、未だ（前訴一審）原告が武富士

に対して140万円を超える過払金返還請求をすると確定したとはいえない」と、これとは全く相反する事実認定をしている（甲1の38丁（同判決20頁）の最下行～39丁1行目）（そして、その相反する事実認定に基づき、同判決は認定司法書士である前訴一審被告^Yの注意義務違反を否定しているのであるが、そもそも、もし前記2(3)の事実認定が維持されていたならば、前訴一審被告が弁護士法に違反していることはその認定事実自体で明白であり、従ってその損害賠償責任も自明となるのだから、前訴がこれほどに混乱錯綜することもなかったのである。）。